

対象製品一覧

No.	泡消火薬剤等の型式番号	商品名	型式	主な納入先
1	泡第 17～3 号	メガフォーム F-623T	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	駐車場 工場、放電加工機 セルフスタンド 化学消防車
2	泡第 23～2 号	メガフォーム F-626T	水成膜泡 6% (-10℃～+30℃)	駐車場
3	泡第 25～1 号	メガフォーム IH-101-5	水成膜泡 5% (-10℃～+30℃)	工場、倉庫
4	泡第 22～8 号	メガフォーム N-103T	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	トンネル
5	泡第 22～9 号	NCA211T	水成膜泡 2% (-10℃～+30℃)	駐車場
6	泡第 26～3 号	メガフォーム F-653AF	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	工場、化学消防車
7	泡第 1～6 号	メガフォーム F-623	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	駐車場 工場 化学消防車
8	泡第 1～7 号	メガフォーム F-626	水成膜泡 6% (-10℃～+30℃)	駐車場
9	泡第 4～4 号	メガフォーム F-633S	水成膜泡 3% (-20℃～+30℃)	工場 化学消防車
10	泡第 22～2 号	メガフォーム IH-101	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	工場、倉庫
11	泡第 8～2 号	メガフォーム N-103	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)	トンネル
12	鑑特第 116 号	NCA211	噴霧消火剤 2% (-10℃～+30℃)	駐車場

Q1 劇物とはどのようなものですか？

A1 化学物質等が持つ生物学的作用（主に急性毒性）に着目し、毒性を考慮して分類したものです。医薬品とは別に、毒物及び劇物取締法という法律で定められた物質で、毒物よりは毒性が低いものです。

Q2 なぜ劇物に指定されたのですか？

A2 トリエチレンテトラミンは泡消火薬剤に防錆剤として使用しており、毒物及び劇物取締法でしきい値が設定されていないことから、微量であっても意図的に含有している場合は劇物となります。泡消火薬剤には、トリエチレンテトラミンをどの程度含んでいるのですか？

A3 泡消火薬剤中に 1%未満含んでいます。なお、火災時には多量の水で希釈して使用するため、0.03～0.04%未満になります。

Q4 劇物指定された物質を使用できるのですか？

A4 毒物及び劇物取締法において、劇物に指定されたとしても、引き続き使用することができます。

一般社団法人 日本消火装置工業会

電話 03-5404-2181 FAX 03-5404-7371

E-mail shou-sou@shosoko.or.jp URL <http://www.shosoko.or.jp/>

お問合せ先：

劇物指定された物質を含有する 泡消火薬剤の 取り扱いについて

関係各位

日消装発第 30-14 号

平成 30 年 6 月

一般社団法人 日本消火装置工業会

劇物を含有する泡消火薬剤の取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より消火設備機器の維持管理に特段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令が公布され、一部の泡消火薬剤に含有している**トリエチレンテトラミン (CAS 番号 112-24-3)**が、平成 30 年 7 月 1 日から劇物に指定されることとなりました。

これに伴い、同年 7 月 1 日から当該泡消火薬剤を取り扱う場合には、毒物及び劇物取締法の基準に則る必要があります。

また、同年 10 月 1 日からは、販売業者にあつては販売業登録、毒物劇物取扱責任者の設置、販売業者及び業務上取扱者にあつては予備品として保管している泡消火薬剤がある場合にはそのポリ缶等の容器への劇物表示が必要となります。

今回の劇物指定は、泡消火設備を所有される方、工事や点検で取り扱われる方など多くの関係者に関連するものでもあります。(一社)日本消火装置工業会では、毒物及び劇物取締法の内容を正しく理解して、正しく運用して頂くため、概要を本リーフレットとして纏めました。

関係各位におかれましては、当該泡消火薬剤の適切な取り扱いについてご協力お願い申し上げます。

敬具

平成30年7月1日から 一部の泡消火薬剤で劇物としての規制が開始されます

1. 規制の対象

- 容器（ポリ缶やドラム缶などの製品梱包容器に入ったもの、以下ポリ缶等の容器）に入った泡消火薬剤が規制対象となり、泡消火設備は規制対象外です。
- 泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を単品販売（いわゆる機器販売）したり、取り扱う場合は、毒物及び劇物取締法に則った対応が必要です。

2. 泡消火設備を所有される方へ

- 泡消火設備は、従来通り使用できます。
- 所有する方には、毒物及び劇物取締法上の販売業登録や毒物劇物取扱責任者は必要ありません。
- 当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を予備品として保管する場合は、保管場所および容器に劇物の表示を行うとともに、盗難・紛失の防止、敷地外への飛散・漏洩・流出の防止に努めてください。
- 泡消火薬剤等を廃棄する際は、従来通り廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」）に従って産業廃棄物として適切に処理してください。
- 火災時等に放出し回収できたものについては、従来通り廃掃法に従って産業廃棄物として処理してください。

3. 泡消火設備の工事をされる方へ

- 泡消火設備の工事は、従来通り実施することができます。
- 工事される方には、毒物及び劇物取締法上の販売業登録や毒物劇物取扱責任者は必要ありません。
- 工事を行う際に、当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）の保管場所に劇物の表示を行ってください。また、工事期間中は、盗難・紛失の防止、敷地外への飛散・漏洩・流出の防止に努めてください。
- 泡消火薬剤等を廃棄する際は、従来通り廃掃法に従って産業廃棄物として適切に処理してください。
- 作業員の保護具等は、泡消火薬剤の安全データシート（SDS）に従って対応してください。

4. 泡消火設備の点検（維持管理）をされる方へ

- 点検は、従来通り実施することができます。
- 点検される方には、毒物及び劇物取締法上の販売業登録や毒物劇物取扱責任者は必要ありません。
- 点検を行う際に、当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）の保管場所に劇物の表示を行ってください。また、点検期間中は、盗難・紛失の防止、敷地外への飛散・漏洩・流出の防止に努めてください。
- 泡消火薬剤等を廃棄する際は、従来通り廃掃法に従って産業廃棄物として適切に処理してください。
- 作業員の保護具等は、泡消火薬剤の安全データシート（SDS）に従って対応してください。

5. 泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）の保管、取り扱い上の注意事項

- 当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を保管する際は、盗難されたり紛失しないよう、関係者以外が近づけない鍵のかかる場所等（ポンプ室等）に保管してください。また、その他の容器と分けて保管するとともに、保管場所に「医薬用外劇物（白地に赤字）」を表示してください。
- 万一、当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）が盗難にあい、または紛失したときは、直ちに警察署に通報してください。
- 当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を取り扱う際（泡消火薬剤貯蔵槽に補充する場合等）、敷地（泡消火設備の設置場所）外への飛散や、漏洩、流出しないよう、慎重に作業を行ってください。
- 敷地外への飛散や、漏洩、流出により、不特定又は多数の人に危害が及びそうな場合には、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出てください。また、危害防止に必要な措置を講じてください。
- 当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を運搬する際は、飛散、漏洩しないように、転倒防止、落下防止等の措置を講じてください。
- 当該泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を予備品として保管している場合は、劇物の表示（医薬用外劇物）を行ってください。（平成30年10月1日適用開始。）



6. 泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を販売される方へ

泡消火薬剤（ポリ缶等の容器）を単品販売（いわゆる機器販売）する場合は、以下の対応が必要です。
（平成30年10月1日適用開始）

- 販売する店舗（営業所等）単位で、販売業登録が必要です。
- 販売業登録は、管轄する保健所に必要書類を揃えて申請してください。
- 販売する店舗で直接当該泡消火薬剤を取り扱う場合は、毒物劇物取扱責任者を配置してください。
- 毒物劇物取扱責任者を配置した場合は、30日以内に管轄する保健所に氏名の届出が必要です。
- 毒物劇物取扱責任者は、薬剤師、応用化学に関する学課の修了者、毒物劇物取扱者試験に合格した者になることができます。
- 販売業登録者に販売する場合は、必要事項※を記載した書面を5年間保存してください。
- 一般需要家に販売する際は、販売先から必要事項※を記載の上押印した書面の提出を受けてください。また、書面は5年間保存してください。

※販売時の必要事項

1. 劇物の名称及び数量
2. 販売又は授与の年月日
3. 購入する者の氏名、職業及び住所（法人の場合はその名称及び主たる事業所の所在地）